平成２３年（フ）第１１３号
堺市中区福田1253番地
破産者　株式会社モノリス
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８２号
兵庫県尼崎市潮江１丁目20番21号
破産者　株式会社鳥富士
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７９号
兵庫県西宮市丸橋町８番63号　セントラル西宮門戸サンクレール106号
破産者　有限会社キューエスシー
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０２号
兵庫県姫路市南条209番地３
破産者　株式会社杉浦
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８１号
岡山県総社市中央１丁目２番104号
破産者　株式会社西川建設
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４５号
三重県度会郡南伊勢町相賀浦424番地
破産者　大畑真珠株式会社
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成１９年（フ）第７２９号
佐賀県鳥栖市神辺町969番地１　エクセレントⅡ103
破産者　板谷　公二
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
福島県郡山市富久山町久保田字大原52番地の43
破産者　笠井　康博
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
埼玉県羽生市大字下岩瀬232番地
破産者　有限会社大木建材工業
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３４９号
東京都八王子市追分町10番３―905号
破産者　近藤　美雅
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６７９号
静岡県浜松市中区山手町18番22号
破産者　有限会社三立工業
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
大分市萩原１丁目２番46号
破産者　株式会社サクセス
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６８７号
大分県別府市中島町１番29号
破産者　株式会社スターライト
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８２号
大分市大字三芳958番地の２
破産者　有限会社サントク技建
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
宮崎市佐土原町下那珂3490番地１
破産者　花美翔運株式会社
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６７６号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針２丁目205番地　ＧＩＯＩＡＰＲＩＭＯ　Ｃ棟102号室、破産手続開始時の住所埼玉県鴻巣市広田1277番地１
破産者　伊藤　若菜（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３７８８号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字西ノ平井35番、住民票上の住所愛知県知多郡南知多町大字豊浜字田名畑１番地の１
破産者　川口　秀子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３１号
愛知県弥富市前ケ須町西勘助243番地７
破産者　水野むねをこと　水野むね子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３号
神奈川県平塚市御殿１丁目23番３号　マイキャッスル御殿202号、開始決定時の住所名古屋市西区大野木１丁目161番地　エクセラ大野木501号
破産者　梶原　法子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２０７号
大阪府八尾市萱振町５丁目80番地　ヴィラリバーシティー102号、申立時の住所大阪府八尾市東本町１丁目２番17―401号
破産者　柚木　弘司
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部